

銚子の水道

第37号

令和2年7月1日

サマーレクリエーションで防災教室 給水体験、水の大切さを学ぶ



リュック機能付非常用袋。6ℓまで入れられます

内 容

- 春日小学校サマーレクリエーション…………… 1 ページ
- 新型コロナウイルス関連情報…………… 2 ページ
- 令和2年度水道事業会計予算の概要…………… 3 ページ
- 水質検査結果、水道メーターの交換…………… 4 ページ
- 水道の使用、料金表…………… 5 ページ
- 指定給水装置工事事業者（更新）制度…………… 6 ページ
- 指定給水装置工事事業者名簿
水道工事を行うとき…………… 7 ページ
- 水道料金の取扱いは水道料金センターへ… 8 ページ

令和元年8月2日(金)、春日小学校で「防災・救急教室」をテーマとして行われたサマーレクリエーションに伺いました。

参加した同校の6年生に、給水車から水道水をビニール製の非常用袋に入れる給水作業を体験していただき、災害時の水の大切さを学んでもらいました。

新型コロナウイルス関連情報

- 水道局では、国の法令に従い、適切に塩素消毒を実施するとともに、国が定める水道水質基準に従い、安全な水を供給しています。

新型コロナウイルスはエンベロープと呼ばれる脂質を含む膜を有しており、この部位は塩素消毒やエタノール消毒に弱いとされているため、水道の塩素消毒で菌が死滅すると考えられます。

水道水は、飲用をはじめ、調理・食器洗い・入浴などに安心して使用できます。

- 新型コロナウイルスに関連し、水道水や蛇口など水道設備のことで、市職員が電話や訪問をすることはありません。十分に注意してください。

- 銚子市では、新型コロナウイルスにより水道料金の支払いが困難になった方からの相談を受け付けしています。

相談については、銚子市水道料金センター（Tel 30-3131）へお問い合わせください。

水道局からの
お知らせです



こまめに手洗い

石けんを使って手を洗い、水道水で流せば除菌になります。

手からのウイルス感染を防ぐため、帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのばすようにこすります。



③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

健全な事業経営を推進 令和2年度水道事業会計予算の概要

水道事業の予算は、水道事業を運営するための予算（収益的収支）と水道施設を整備するための予算（資本的収支）があります。

水道事業を運営するための予算は、水道料金を主な収入として、水道施設の減価償却費や受水費（東総広域水道企業団から水道水を購入する費用）、人件費、動力費（送水ポンプなどの電気料）、薬品費、借入金の支払利息などの費用で構成されています。

水道施設を整備するための予算は、浄水場の更新整備のほか、古くなった配水管やポンプ設備の更新などの支出を見込んでいます。支出に対して不足する額は、水道事業会計の自己資金を充てて対応します。

令和2年度の主な事業は、次のとおりです。

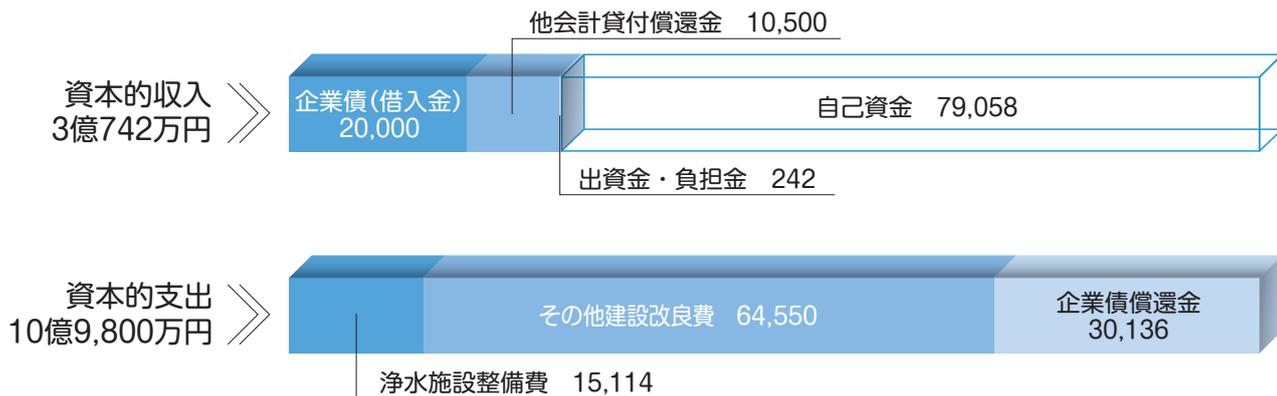
- 本城浄水場の浄水池築造
- 本城浄水場の場内配管整備
- 本城浄水場の送水ポンプ整備
- 本城浄水場の動力計装監視制御設備整備
- 配水管の布設（高神西町ほか）
- 配水管の布設替（天王台・潮見町・春日町ほか）

水道事業を運営するための予算（収益的収支）

（単位：万円）



水道施設を整備するための予算（資本的収支）



水道水の水質検査結果

水道局では、定期的に水質検査を実施し、水道水が安全で良質なことを確認しています。

令和元年度水質検査結果

水質基準項目	51項目
水質管理目標設定項目	24項目
その他の項目	8項目



全て基準値以内
又は目標値以内

- 水質基準項目は大腸菌やトリハロメタンなどの健康に関する項目と、臭気などの水道が有すべき性状に関する項目に分かれており、それぞれに基準値が定められています。
- 水質管理目標設定項目は水質管理上留意すべき項目で、目標値が定められています。
- その他の項目は福島第一原子力発電所の事故による放射性セシウムや、浄水処理に有用となる項目です。

検査項目のうち、毎日測定する必要がある濁度、色度、残留塩素は本城浄水場及び配水管末に設置した計器で24時間連続監視しています。それ以外の検査項目は、毎月又は3か月に1回の頻度で検査を行っています。また、水道局で検査できない項目は専門の検査機関に検査を委託しています。

より詳しい検査結果を知りたい方は水道局ホームページをご覧ください。

◆お問い合わせ：本城浄水場 ☎0479（22）8815

水道メーターの交換にご協力ください

水道メーターは、計量法により定期的な交換が義務付けられています。水道局では、検定有効期間（8年）満了の前年に水道メーターの交換をしています。

費用・・・無料です

作業日・・・事前にはがきでお知らせします

時間・・・20分程度

*作業中は水道の使用ができません

*交換作業には、銚子市指定給水装置工事事業者が伺います



水道の使用、料金表など

■ 水道の使用を始めるとき

新たに水道の使用を開始するときは、水道料金センターまでご連絡ください。給水開始の申込みをせずに水道を使用することはできません。

お知らせいただく内容

- ・水道を使用する住所（アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号）
- ・使用者の氏名と連絡先電話番号

※ 定型約款

令和2年4月1日施行の改正民法により「定型約款」に関する規定が新設され、水道の契約に関してもその適用を受けることとなりました。

銚子市水道事業における給水契約の内容となる定型約款は、「銚子市水道事業条例」と「銚子市水道事業条例施行規程」です。

■ 水道の使用を止めるとき

水道の使用を止めるときは、早めに水道料金センターまでご連絡ください。水道の使用を止める日に検針を行い、納入通知書（請求書）を送付します。また、検針の際にその場で料金の支払いをすることもできます。

お知らせいただく内容

- ・水栓番号（お客さま番号）
 - ※「使用水量のお知らせ」に表示してあります。
- ・使用していた住所と使用者氏名
- ・引越しの場合は、引越日と引越先住所



■ 料金表

基本料金表（2か月分・消費税抜き）

メーター口	径基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	165,600円

従量料金表（2か月分・消費税抜き。一般用）

使用水量	従量料金（1㎡あたりの料金）		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
1㎡以上16㎡以下	0円		
16㎡を超え40㎡以下	155円	195円	255円
40㎡を超え200㎡以下	195円		
200㎡を超え600㎡以下	255円	255円	
600㎡を超え2,000㎡以下	315円	315円	315円
2,000㎡を超えるもの	355円	355円	355円

指定給水装置工事事業者の皆さまへ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。

※現行制度で指定を受けている工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知します。

●指定更新の要件

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

>>> 銚子市指定給水装置工事事業者 <<<

※漏水修理に対応できる市内業者のみ掲載しております。(全事業者名は水道局ホームページに掲載)

事業者名	所在地	電話番号	事業者名	所在地	電話番号
伊藤水道(株)	銚子市長塚町5-2787	23-0362	銚子燃料(株)	銚子市松岸町3-383	22-0961
(有)大川水道設備	銚子市川口町2-6397	22-3572	(株)中根工務店	銚子市長塚町3-258-2	24-7511
小原設備	銚子市春日町3138-6	22-4833	(有)沼橋管工設備	銚子市高神西町548	23-2588
川口住設工業	銚子市松岸町3-329-1	24-2527	野口工業	銚子市新地町1489	22-0043
建装工業	銚子市長塚町4-933-3	24-9546	(有)節工業	銚子市黒生町7353-3	25-6772
コーチ設備	銚子市上野町241-12	25-8533	宮銀水道設備	銚子市新生町1-122	22-0007
(有)三東建設	銚子市大橋町15-5	23-6450	宮崎設備	銚子市豊里台2-1110-169	21-6638
下谷設備	銚子市小浜町1698	23-8541	明成設備(株)	銚子市和田町6-1	22-1011
(株)シラト設備	銚子市新生町2-22-4	24-4123	(有)山平商店	銚子市高田町3-774	33-0029
清永建設(株)	銚子市桜井町472	30-1919	和光設備(株)	銚子市東芝町1-7	23-3245

令和2年7月1日現在・50音順

◎ ご家庭の水道工事は、銚子市指定給水装置工事事業者へご相談ください。

水道工事を行うとき

建物の新築、リフォーム、解体工事に伴う給水装置の新設、増設、撤去などの工事を行うときは、水道局が指定した給水装置工事事業者にお申し込みください。

給水装置工事事業者以外では、工事を行うことはできません。

給水装置工事事業者以外の工事事業者で工事を行うと、無資格・無届けの違反工事となり、故障の原因にもなります。



水道料金の取り扱いや、水道の使用開始・中止の申し込みは 銚子市水道料金センターへ

水道局では、水道料金の収納業務や水道メーターの検針業務などを民間会社（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）に委託しています。

水道料金センターの 取り扱い業務内容

- 水道メーターの検針業務
- 窓口および電話等による水道の使用開始や中止などの届出受付業務
- 水道の使用開始、中止に伴う現地での開閉栓業務

○料金に関する納入通知書の作成、発送業務

○水道料金および下水道使用料の収納業務

○未納水道料金等に関する督促業務

○インターネットによる水道の使用開始や使用中止などの届出受付業務（銚子市水道局のホームページにリンクした受託会社の届出専用ページにて受付します。）

携帯電話からは、携帯版のQRコードをご利用ください。



携帯版QRコード

コンビニでもお支払いができます

仕事などの都合で、金融機関等でのお支払いができない場合は、コンビニでのお支払いが便利です。全国の取扱コンビニで休日、夜間でもお支払いが可能です。

お支払い方法など

- ・コンビニのレジに納入通知書を提示し、現金でお支払いください。
 - ・お支払いは、納入通知書に記載された納入期限までにお願ひします。
 - ・汚れ等により、バーコードの読み取りができないものは、コンビニでのお取り扱いができませんので、収納取扱金融機関または水道料金センターでお支払いください。
- ※口座振替をご利用のお客様には、納入通知書の送付はしていません。

取扱コンビニ店

セブンイレブン	ローソン
ファミリーマート	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	ミニストップ
セイコーマート	生活彩家
コミュニティストア	ポプラ
ハマナスクラブ	
MMK (マルチメディアキオスク)	設置店

銚子市水道料金センター

(ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 銚子営業所)

銚子市中央町9-30 富士薬品ビル3階

電話 0479(30)3131 FAX 0479(30)3133

●営業時間

平日/午前8時30分～午後6時 土曜/午前8時30分～正午

日曜、祝日、年末年始は休業します

※水道の使用開始、引っ越し等による中止精算については、電話、パソコン、スマートフォン等にて、開閉栓希望日の前営業日までに、水道料金センターへお申し込みください。

●身分証明書の携帯

水道料金センターの職員（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社の社員・検針員）は、銚子市水道局が交付する身分証明書を必ず携帯していますので、ご不審の場合は身分証明書の提示を求めるか、水道料金センターまでお問い合わせください。

